

第2号様式（第3条関係）

平成25年度第1回廃棄物減量等推進審議会議事録

- 1 開催日時 平成26年2月17日（月）午前10時00分～午前10時45分
- 2 開催場所 豊山町役場 3階 会議室3
- 3 出席者
 - ・委員 安藤茂市、鈴木征美、富田响子、白倉栄子、柴田勇、宮崎博也、
中屋利博、清崎孝子、石黒俊彦
 - ・豊山町 町長 鈴木幸育、経済建設部長 長谷川徳康、建設課長補佐 佐藤正司
環境・安全係長 小塚和宣、主査 江崎真史
- 4 報告事項
 - (1) 新工場の進捗状況について
 - (2) 一般廃棄物処理手数料の改正について
 - (3) ごみ収集実績報告について
- 5 会議資料
 - (1) 北名古屋ごみ焼却工場の都市計画及び環境影響評価の流れ（資料No.1）
 - (2) 北名古屋ごみ焼却工場建設事業に係る環境影響評価準備書の概要
（資料No.2）
 - (3) 北名古屋ごみ焼却工場都市計画の案の概要（資料No.3）
 - (4) 一般廃棄物処理手数料の改正について（資料No.4）
 - (5) ごみ収集実績報告について（資料No.5）

6 議事内容

（開 会）

司 会： 只今から平成25年度第1回豊山町廃棄物減量等推進審議会を開催したいと思います。

始めにお手元の資料の確認をさせていただきます。

（議事録の作成に関する指針の確認）

司 会： 議題に入る前に、町の公式ホームページに関することについて説明をさせていただ

きます。本日の会議の内容について、町の公式ホームページに掲載させていただくこととなります。ホームページへ掲載する内容については、昨年度開催した審議会において、議事録の作成に関する指針を定めております。なお、会議内容の記載については重要な要点のみとし、会議で発言された方のお名前はA、B、Cというように非公表で記載することとしますのでよろしくお願いいたします。

それでは、配布した次第に沿って進行させていただきます。

最初に町長より人事異動に伴い、委員に変更がありましたので、町長より委嘱状の伝達をさせていただきますのでよろしくお願い致します。

(委嘱状伝達)

司 会： ありがとうございます。委嘱状の伝達が終わりました。なお、任期につきましては、平成27年1月31日までの2年間となりますので、よろしくお願い致します。

司 会： では、最初に会長にご挨拶をお願いしたいと思います。

(会長あいさつ)

会 長： 昨年に引き続き、会長を務めさせていただきます尾張中央農協の安藤でございます。よろしくお願い致します。今日の内容については、審議する議題は無く、報告事項のみとなりますが、私たちの日常生活に関係があることとなりますので、皆様のご協力をいただきながら、会議の取り回しを進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

司 会： 続きまして、豊山町長 鈴木幸育より、ご挨拶申し上げますので、よろしくお願い致します。

(町長あいさつ)

町 長： 本日は、お忙しい中、平成25年度第1回廃棄物減量等推進審議会にお集まりいただきありがとうございます。

また、日ごろは町環境行政に格別なご協力を賜り、重ねて厚くお礼申し上げます。

今年度は、「小さくてキラリと輝くまちづくり」の実現に向け進めてきた第4次総合計画の後期計画策定の年となります。環境分野においては「地球にも人にもやさしい持続可能なまち」を目標として施策を実施してきました。この目標は、地球規模で求められている低炭素社会や循環型社会の実現に向けた取り組みをしっかりと受け止め、騒音の低減や生物多様性の確保、豊かな緑の創出など、持続可能なまちづくりを推進していくというものであります。後期計画においても引き続き実現化を進めていきたいと考えております。今後、皆様からのご意見・ご協力をお願いしながら進めていきたいと考えておりますのでよろしくお願い致します。

また、愛知県、名古屋市、北名古屋市と共同で進めている清掃工場の建て替えについては、平成32年度の供用開始に向け、環境影響評価準備書の公告・縦覧、準備書

の説明会、意見書の提出等を経て、3月末に予定している都市計画決定に向けた手続きを進めております。来年度については、解体工事の準備、建設工事に係る仕様の確定に入っていくスケジュールとなっています。本日の会議でも進捗状況について報告をさせていただきます。

昨年、本町の人口は1万5千人を超えました。今後も航空機の生産・拠点誘致計画の推進等に伴って、更なる増加が見込まれます。人口が増えることによるごみの排出量の増が懸念されますが、引き続き住民の皆様のご協力をいただきながらごみ減量を推進していきたいと考えております。

この町に暮らし、働く全ての方々にとって、住みよい、働きやすいまちづくりを進めるため、これまで先人の方々が守り育てられてきた文化、伝統、地域の絆を成長の土台とし、航空宇宙産業、県営名古屋空港を発展の柱として「小さくてキラリと輝くまちづくり」を実現していきたいと考えています。

本日の審議会は、新工場の進捗状況について、一般廃棄物処理手数料の改定について、ごみ収集の実績報告の3つについてご報告させていただきます。皆様からの忌憚のないご意見をお願いしあいさつに代えさせていただきます。よろしくお願い致します。

(町長退席)

司 会： ありがとうございます。なお、町長は他の公務のため退席させていただきますので、よろしくお願い致します。

(町長退席する)

(定数の確認)

司 会： これからの議事の進行については、豊山町廃棄物減量等推進審議会規則第3条第3項の規定に基づき、会長が会務を総理することになっていますのでよろしくお願い致します。

(報告事項)

会 長： ただ今、会長が会務を総理することになっていると、事務局から説明がありましたので、私がこれからの会議の進行を努めさせていただきます。

それでは、事務局より「4報告事項」の説明を求めます。

事務局： 建設課 環境・安全係長の小塚です。よろしくお願い致します。

それでは、(1)の新工場の進捗状況であります。配布させていただいた資料1～3を見ていただきながら主だった概要について説明をさせていただきます。

豊山町のごみについては、平成22年4月より名古屋市へ委託して処理をしております。また、現在、北名古屋市にあります旧施設、北名古屋衛生組合環境美化センターの建替え工事を実施する新工場建設計画については、名古屋市と北名古屋市に設置された清掃工場建設準備室を中心に建設計画が進められております。

工場の建替えに到った経緯については、資料2の概要の方の緑色のパンフレットのP1の「1北名古屋ごみ焼却工場建設事業について」に掲載されておりますが、町のごみ処理については、これまで北名古屋市の二子地区にある北名古屋衛生組合 環境美化センターへ搬入し、焼却処理をしてきました。

しかし、昭和48年3月の1号炉の竣工から約40年が経過して焼却施設は老朽化が進んでおり、建替えの必要が生じてきました。しかし、単独での建替えでは施設規模が小さく、現在の愛知県ごみ処理広域化計画に対応できない状況でありました。その結果、現在の愛知県、名古屋市、北名古屋市、豊山町で、環境美化センターの敷地拡張を行い新工場の建設をするものであります。

次に焼却施設の概要についてであります。「2. 新たなごみ焼却施設の概要」に書かれております。焼却施設の処理方法については、専門的な用語になりますが、ストーカー方式、流動床方式、ガス化溶融方式の大きく3つの方式の中から現在検討しているところであります。また、焼却後の灰の処理、溶融方式についても現在検討中であります。

処理能力は、1日当たり660t、処理対象ごみは、可燃ごみで、100mの煙突が設置され、24時間連続運転が可能な施設であります。敷地面積は、26,000㎡(2.6ha)であります。

次に名古屋市の現有施設の状況であります。「3. 現有施設の状況」にあるように、可燃ごみの清掃工場は、建て替え中の新工場を含め、南陽工場、猪子石工場、五条川工場、鳴海工場、富田工場の6つの工場があります。

現在、豊山町の家庭系ごみは、千種区に猪子石工場とあま市にある五条川工場へ搬入しています。事業系ごみについては、五条川工場へ搬入しています。不燃ごみ、粗大ごみについては、港区にある大江破碎工場という所に搬入しています。

次に新工場の工事工程についてであります。今年度、解体工事のための土壌調査と設計を実施しており、来年度以降、順次、解体工事、建築工事、プラント工事、場内整備工事、試運転という段階を経て平成32年度の稼動に向けて進んでいく予定となっております。

また、事務手続きについては、資料1をご覧頂きたいと思っております。これまで、北側のコンクリート工場の用地買収、地元説明会の開催をしたほか、都市計画決定、環境影響評価については、お手元の資料に時系列で示してあるとおりであります。

平成25年度からは、都市計画案の作成をし、都市計画案の公告・縦覧意見書の提出、平行して、環境影響評価準備書の作成、準備書の公告・縦覧、準備書の住民説明会を6月に新工場建設に関して影響のある名古屋市北区、西区、清須市、北名古屋市、豊山町の5カ所で行いました。その後、北名古屋市長より愛知県知事宛に環境影響

評価準備書の意見書の提出をし、12月に知事意見を受けております。最終的には、北名古屋市の都市計画審議会に諮り、平成26年3月に都市計画決定していく予定であります。

新工場建設に向けての事務手続きや新工場建設に係る工程については、計画どおり順調に進捗している状況であります。なお、詳細につきましては、資料2、3のパンフレットをご覧ください。

(1)の「新工場の進捗状況について」の説明は以上であります。

会長：説明が終わりました。質問・意見等ございませんでしょうか。

意見・質問等ないようですので、報告事項(2)一般廃棄物処理手数料の改正について事務局より説明を求めます。

事務局：それでは、続いて(2)の一般廃棄物処理手数料の改定について、配布させていただいた資料4に基づいて説明させていただきます。

4月1日からの消費税法の改正にともない、一般廃棄物処理手数料の粗大ごみ、動物の死体処理手数料をそれぞれ改正するものです。

粗大ごみ処理手数料については、1個につき500円から510円、動物の死体処理手数料については、1体につき2,830円から2,910円へ改正します。

粗大ごみについては、4月1日以降に粗大ごみ処理券を購入されるものについて、新しい価格が適用されます。3月31日以前に購入された粗大ごみ処理券についてはそのまま利用することができます。

動物の死体については、4月1日以降、役場窓口に持ち込まれるものについて、新しい価格が適用されます。これらの手数料については、廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例に定められているため、12月議会で条例改正の提案をし、議決されました。また、住民周知については広報2月号に掲載しております。今後、3月号4月号においても広報紙で周知してまいります。

町内の販売店で販売されている可燃用ごみ袋、不燃用ごみ袋についても消費税増額分が上乗せされますが、役場からお願いするのは、あくまで希望小売価格でありますので、価格については、それぞれの店で多少違いが出てくるものと考えています。

希望小売価格については、可燃ごみ袋1パックLサイズが294円から302円、Mサイズが210円から216円、Sサイズが189円から194円、不燃ごみ袋1パックが210円から216円という価格で各販売店と取扱協定書を締結し、販売をお願いするものであります。

(2)の一般廃棄物処理手数料の改正についての説明は以上となります。

会長：事務局から説明が終わりました。質問、意見はありませんか。

A委員：今後、消費税率が8%、10%と段階的に引き上げられると聞いているが、今回改

正した手数料は何%引き上げたのか。今後、10%に引き上げられた時は、どのような事務手続きを取るのか。

事務局： 今回の手数料の改正は、消費税率が引き上げられる分の3%を現在の価格に上乗せし、10円未満を切り捨てております。また、10%に上がる時にも2%分を上乗せした額で改正を予定していますが、この手数料は条例で定められているため、議会の承認を経て改正の手続きを取って参ります。

会 長： 他に意見・質問等ございませんでしょうか。

意見・質問等ないようですので、報告事項(3) ごみ収集実績報告について事務局より説明を求めます。

事務局： 建設課環境・安全係の江崎です。よろしくお願い致します。

それでは、(3)のごみ収集量実績報告につきまして、配布させていただいた資料5に基づいて説明させていただきます。まず、全ての表の25年度の数値につきましては、12月までの速報値となっておりますので、よろしくお願いいたします。

1ページ目の表は、家庭から出るごみ量の推移表となっております。家庭から出るごみとしては、「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「粗大ごみ」の3種類があります。各年度の上段には1年間に出る量が、下段には一人1日あたりの排出量が書かれています。

表の「収集量合計」欄をご覧ください。家庭から出た可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの収集量合計は、平成18年度の3,406tが最大となっておりますが、平成16年度から24年度まで、3,300t前後で推移しています。また、一人1日あたりの排出量を比較しますと、平成16年度では681gありましたが、平成24年度には613gに減少しました。25年度についても、12月末時点では630gとなっておりますが、冬場のごみ量は減少することから、前年並みとなる見込みです。

次に2ページ目の表になりますが、こちらは資源分別収集量の推移表になります。

資源の回収量は、平成16年度の595tをピークに平成24年度では470.6tまで減少しています。減少した要因としては、容器自体の減量化と地区の新聞等の回収量が減少したことが原因と考えます。リサイクルステーションの収集量は年々増加しています。リサイクルステーションを開設した平成21年度の収集量は、町全体の収集量の約1割でしたが、平成25年12月末までの実績では、町全体の約3割をリサイクルステーションが占めています。

次に3ページ目の表になりますが、この表は事業系可燃ごみの推移表になります。

事業系可燃ごみの処理量は、名古屋市での処理が始まった平成22年度に大きく減少しています。ごみが減少した要因としましては、21年度まで北名古屋衛生組合で処理していた北部市場のごみを北部市場が自ら処理することとなったことと、アピタさんをはじめ多くの事業者が食品リサイクルなどのごみ減量の取り組みをされたこと

が、ごみ処理量が減少した要因と考えております。

4 ページ目の表は、北名古屋衛生組合鴨田エコパークへ搬入した生ごみの処理量を示した表になります。鴨田エコパークはし尿、浄化槽汚泥及び生ごみを堆肥化する施設になり、平成17年3月から供用しています。エコパークで生ごみを堆肥化する際の費用は、1キログラム当たり20円となっており、名古屋市でごみとして処理するよりも安値となっているため、生ごみをエコパークに搬入する事業者は年々増え、結果、エコパークの搬入量は増加しています。

5 ページ目の表は、家庭ごみ、資源ごみ、事業系ごみを含めたごみ総量の推移を示しています。空港が機能移転した平成17年度と名古屋市でごみ処理をすることになった22年度に事業系ごみが大きく減少しています。

ごみの一人1日あたりの排出量については、一般廃棄物処理基本計画において、減量目標を掲げております。その減量目標は、家庭ごみで平成20年度実績に対して8%削減することとなっており、一人1日あたりの排出量は568gとなっています。

この目標に向け、今後、ごみ減量の施策を取ってまいりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

以上、ごみ処理量実績報告についての説明を終了します。

会 長： 説明が終わりました。意見・質問等はありませんか。

B委員： 食用油の回収は行っているのか。

事務局： 鴨田エコパークで食用油の回収を行っています。

C委員： 知っている人が少ないので、周知して欲しい。

事務局： 今後、広報等で周知していきます

D委員： 汚れたプラスチック容器は、必ず洗わなければならないのか。

事務局： 資源に出すことで、ごみの量を減らすことができるため、町としては、軽く洗って資源に出すようお願いをしています。あまりにも汚れた容器は資源として利用できないため、汚れた容器は可燃ごみでお願いをしています。

会 長： 他に意見・質問等ございませんでしょうか。意見・質問等ないので、これで「4報告事項」を閉じさせていただきたいと思います。

(その他)

会 長： 続きまして、「5その他」ですが。事務局、委員の皆様からその他事項で何かありますか。

(閉 会)

会 長： 事務局からも委員からも特にないようですので、これで本日の審議会を閉会したいと思います。委員の皆様のご協力により会がスムーズに終わりましたことについて感謝申し上げます。ありがとうございました。これで議長の

職を降ろさせていただきます。

(閉会のあいさつ)

司 会： 会長におかれましては大変お疲れ様でした。また、委員の皆様におかれましては、長時間にわたり、慎重にご審議いただきましてありがとうございます。

上記のとおり平成25年度第1回豊山町廃棄物減量等推進審議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、会長及び出席者1名が署名する。

平成26年2月17日

会 長 安 藤 茂 市

署 名 人 石 黒 俊 彦